

事務連絡
令和5年11月6日

各
都道府県
指定都市
中核市
障害保健福祉担当課 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

子ども安全安心対策事業の追加協議について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、事務連絡「教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査（第2回）について」（令和5年11月6日付け）において、安全装置の装備に関する補助事業について、万が一、申請漏れや追加申請等が判明した場合には、当該施設・事業所を所管するこども家庭庁又は文部科学省の予算担当まで速やかに相談するよう、示されています。

子ども安全安心対策事業については令和5年7月31日に内示を行ったところですが、予算の範囲内で本事業の追加協議を実施します。

つきましては、子ども安全安心対策事業について追加の所要額を把握したため、以下のとおり所要額調書の提出をお願いいたします。

所要額調書を取りまとめた後、本補助金の交付額の追加内示を行い、変更交付決定の手続きを行います。今回の所要額調書に基づく追加内示を行わない都道府県、指定都市及び中核市については、本補助金の変更交付は行わないため、本事業への申請をされる場合、必ず所要額調書の提出をお願いいたします。

記

1 所要額の算定方法

所要見込額の算定に当たっては、別添「子ども安全安心対策事業実施要綱」を踏まえ、別添「令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（子ども安全安心対策事業分）交付要綱」別表の交付対象経費を算定すること。

2 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

①送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

②ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

③登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

3 交付対象経費及び国庫補助率等

別添「令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（子ども安全安心対策事業分）交付要綱」別表に記載のとおり。

4 提出書類

所要額調書（追加協議）（子ども安全安心対策費事業）.xlsx

5 留意事項

○ 年度内の装備の完了について

送迎用バスについては、通園を目的とした自動車のうち、座席（車椅子を使用することも当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となるが、この安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正を行い、令和5年4月1日に施行されたものであり、令和6年3月末で経過措置の期間が終了するため、今般の事前協議において、例えば事業所の定員増等による車両台数の増や、管内における新規開設予定事業所数の把握に努め、年度内に確実に装備を完了させるよう留意されたい。

○ 別紙①・③の記載について

安全装置の設置義務化対象となる車両の範囲については、改正省令の施行通知で示しているとおり、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置の設置に係る義務付けの対象となっているが、例えばワゴンタイ

プの場合、こどもが送迎用車両に置き去りにされることのないよう、3列目以降にこどもが立ち入れないように安全確保のための対策を講じることにより、設置義務化の対象外となる場合がある。

このため、事業所から補助対象車両として報告のあった車両については、真に義務付けの対象となるべき車両であるか精査する必要があることから、実施主体においては、補助対象となるべき車両について、改めて事業所へ周知を行うとともに、設置義務化の対象外となる車両に対し交付することのないよう、適切な交付を行うための精査を徹底するため、事業所から報告を受ける際に実施する点検項目を設けている。

6 提出期限

令和5年12月8日（金） 厳守

※上記期限までに所要額調書の提出が無かった自治体は、本事業の補助対象となりません。

7 提出先（メールにて回答をお願いいたします。）

障害児支援課 障害児支援係

TEL 03-6861-0063

E-mail: shougaiishien.shougaijishien@cfa.go.jp

※提出に当たってのメールの件名は以下のとおり記載すること。

【●●県・市（都道府県・指定都市・中核市名）】（追加協議）子ども安全安心対策事業所要額調書について